

1 目的

地域づくり活動を行う活動者が互いにつながりあい、成功事例を横展開することで、それぞれの活動の活性化と地域課題解決の推進を目指す運動「ミラ・クル・とっとり運動」において、鳥取県が行う事業に係る審査・指導・助言等により運動の推進を支援する。

2 公募委員の役割

公募委員は、鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定等審査会（ミラ・クル・とっとり運動推進委員会）（以下「委員会」という。）に出席し、他の委員と共にミラ・クル・とっとり運動の推進に関する事項について、審査・協議・検討する。

3 募集内容

公募委員の募集に当たっては、次のとおりとする。

(1) 応募資格

次の全ての要件を満たすこと。

- ア 鳥取県内における住民団体やNPO等の多様な主体による地域づくり活動の促進に意欲・関心があり、委員会において公平・公正な立場で意見を述べられること。
- イ 県内在住で満18歳以上（令和7年4月1日現在）であること。
- ウ 就任時点で県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のないこと。
- エ 委員会に出席できること。
- オ 地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しないこと。
- カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

(2) 応募方法

所定の応募様式により、募集期間内に鳥取県協働参画課（以下「協働参画課」という。）に必要事項を記載した書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかによって提出すること。

(3) 募集人数（任命予定人数）

公募する委員は1名とする。

(4) 募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月30日（木）午後5時（必着）までとする。

(5) 公募委員の任期

令和7年4月1日から3年（予定）

4 委員の決定

公募委員の決定に当たっては、次のとおりとする。

(1) 決定方法

応募書類による書類選考によって決定する。

(2) 応募者がいない場合等の取扱い

再募集は行わない。

5 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に郵送等で通知する。

6 その他

- (1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しないこととする。
- (2) 委員会は公開（一部非公開）で行うため、公募委員は委員への就任に当たっては、個人情報を除き、氏名や役職、委員会での発言等を公開することに同意されたものとする。
- (3) 公募委員として委員会に参加する場合、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。
- (4) 委員に就任した場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (5) その他、公募に関する具体的な手続きについては協働参画課が行う。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。